

(公財) テクノ発0825第2号
平成29年8月25日

福祉用具製造・輸入事業者 各位

公益財団法人テクノエイド協会
常務理事 長 田 信 一

介護保険における貸与価格の見える化を推進するための 福祉用具情報の届出について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、福祉用具の開発・普及につきましては、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険における福祉用具の給付のあり方につきましては、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、次の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設ける

厚生労働省では、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知したところであります。

こうした背景を踏まえ、当協会では、貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用するT A I S（福祉用具情報システム）に未登録の福祉用具うち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出していただくための「福祉用具届出システム」を開発しました。（既にT A I S登録されている用具等の届出は不要です。）

つきましては、今般「届出システム利用の手引き」をご送付いたしますので、以下の内容と併せてご確認賜り、届出の必要がある場合には、所定の期限までに手続きを行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、届出には貸与事業者による協力が必要となります。御社製品を販売した貸与事業者等にも周知いただき、遺漏のない手続きが行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 届出を行う者

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、T A I S未登録の用具についてのみ届出してください。
(但し、福祉用具製造事業者等が既に存在しない場合には、事務局までご相談ください。)
(留意事項)

- ※1 既にT A I S登録しており「5桁-6桁」のT A I Sコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている用具は届出不要です。
- ※2 また、現在T A I Sを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り届出を不要とします。当該リストを協会HPに掲載しますのでご確認ください。
- ※3 福祉用具貸与のサービス提供・請求実績の「いずれもない」ものは届出できません。
- ※4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定)」をご参照ください。

2. 届出期間

平成29年9月30日(土)まで

3. 届出方法

同封の「届出システム利用の手引き」に記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1用具ずつ届出を行ってください。

記載内容の漏れや誤り、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストには反映されませんので留意してください。

4. 送付物

- ・福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定) 1枚
- ・「福祉用具届出システム」利用の手引き 1冊
- ・福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について(通知)(写) 1部
- ・全国介護保険担当課長会議資料(平成29年7月3日)(抜粋) 1部

5. 届出に関するホームページ

公益財団法人テクノエイド協会 <http://www.techno-aids.or.jp/>

問い合わせ先(事務局)

公益財団法人テクノエイド協会 企画部(加藤・山下・嶋谷・五島)
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
TEL 03(3266)6883

株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第三部(依田・谷澤)
TEL 03(5296)8918